

宗像都市計画地区計画の決定（宗像市決定）

都市計画稲元地区計画を次のように決定する。

名 称	稲 元 地 区 計 画	
位 置	宗像市大字稲元字砂入及び西ヶ崎の一部	
面 積	約 5 . 7 ヘクタール	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 鹿児島本線赤間駅から西へ約 1 . 8 キロメートルに位置し、都市計画街路稲元・河東線の沿道地域としてまた、城西ヶ丘団地の玄関口としての利便性から今後多様な土地の利用が望まれる地域である。</p> <p>そこで、造成後に予想される建築行為について地区計画を定めることにより、隣接する低層住宅地との環境に配慮した良好な市街地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>隣接する低層住宅地と調和のとれた街づくりを図りながら、地域住民の生活の利便性を増進する地域としての土地利用を促進する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な環境の市街地を形成するため、建築物の高さの最高限度等を設定する。</p>

地 区 整 備 計 画	建	建築物等の高さ の最高限度	20メートル
	築	壁面の位置の 制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道 路境界までの距離は1メートル以上とする。
	物	建築物等の 敷地面積の 最低限度	200平方メートル
	等	かき又はさくの 構造の制限	生け垣又は高さが1.2メートル以下の透視可能 な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの 限りでない。）で造られたものとする。
	に		
関 する 事 項			
備 考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の 例による。		

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」